

# 公益財団法人知床自然大学院大学設立財団 賛助会員規程

平成26年3月23日改正

## (目的)

第1条 この規程は、定款第42条の規定に基づき、一般財団法人知床自然大学院大学設立財団（以下、「この法人」という）の会員に関し必要な事項を定め、会員の資格及び地位を明確にすることを目的とする。

## (会員制度)

第2条 この法人は、この法人の事業に賛同し、これを支援し参画する個人または団体や法人を会員として登録する。

## (会員の種別)

第3条 定款第42条に規定する会員は、次の通りの区分とする。

- ①個人会員
- ②団体会員
- ③法人会員
- ④法人特別会員

2 個人会員は原則として個人が入会するものとし、団体会員は原則として自治体や公益法人等の非営利法人が入会とするものとし、法人会員は原則として民間企業が入会するものとする。

## (入会手続)

第4条 会員になろうとする個人、団体、法人は、所定の入会申込書に必要事項を記入して入会の意思を協会に伝え、年会費を支払うことにより会員資格を得ることができる。

2 第1項の規定に関わらず、代表理事の判断によって入会を留保する場合がある。

## (会員の継続)

第5条 会員資格の継続を希望するものは、年会費を協会に納入することによって会員資格を継続することができる。

2 前項の規定に関わらず、代表理事の判断によって会員の継続を留保する場合がある。

## (理事会への報告)

第6条 業務執行理事は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。

## (年会費)

第7条 会員の年会費は下記の通りとする。

- ①個人会員：5,000円
- ②団体会員：10,000円
- ③法人会員：20,000円
- ④法人特別会員：100,000円

(会員の特典)

第8条 会員資格を有するものには、会員証、会報誌、事業報告書を送付するほか、この法人が開催するセミナーや講演会へ招待する。

(年会費の使途)

第9条 前条の年会費は、その50%を超える金額を公益目的事業費に使用するものとする。

(退会)

第10条 各種会員は、この法人に対して退会の意思を表明することによって退会することができる。ただし、既に納入した年会費の返却は行わない。

(除名)

第11条 各種会員がこの法人の信用、名誉を傷つけたときは、この法人はその会員を除名することができる。その際、年会費の有効期間中であっても年会費の返却は行わない。

(補則)

第12条 この規程に定めのない会員に関する必要な事項は、代表理事が別に定め、特に重要な事項については理事会でこれを定める。

(附則)

入会申込書の必要記載事項は、以下の通り

- ①入会申込日
- ②氏名（団体・法人の場合はその名称及び代表者名）
- ③会員区分
- ④住所
- ⑤電話番号
- ⑥メールアドレス（ない場合は不要）
- ⑦年会費金額
- ⑧入会の意志を証する文言

施行：平成25年2月28日

改正：平成26年3月23日